

## 高額案件に係る契約事務及び予算執行の特例に関する要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）における契約事務及び会計処理の不正並びに不適正処理の防止を徹底するため、兵庫県公立大学法人決裁規程（平成25年法人規程第6号。）第10条の規定に基づき、兵庫県公立大学法人処務要綱第3条及び別表2で定める専決に関する特例を定めるとともに、兵庫県公立大学法人契約事務規程（平成25年法人規程第56号。以下「契約事務規程」という。）第39条の規定に基づき、法人事務局並びに兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学にかかる契約事務に関する特例を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 国又は地方公共団体から交付される補助金の対象となる事務又は事業をいう。
- (2) 高額案件 法人が発注する物品購入、業務委託、工事・製造請負、その他これに類する契約で契約金額が2千万円（補助事業の対象となるものについては1千万円）以上のものをいう。
- (3) 工程表 高額案件に係る契約の締結から履行完了期限までの間において、債務の履行を完了するために実施する必要な手続、作業及びその他必要な事項を時系列で記載した書類で、契約の相手方が作成するものをいう。
- (4) 学部長等 学部長、研究科長、研究所長、その他理事長が定める者をいう。

### (公告等)

**第3条** 高額案件に該当することが見込まれる契約について、契約の相手方（以下「相手方」という。）を競争入札により決定しようとする場合、契約金額が第2条第2号に規定する金額に該当することとなったときは、契約の締結時に工程表の提出を義務づける旨を公告又は入札通知書による通知で周知するものとする。

2 前項の規定は、相手方を競争入札によらずに決定しようとする場合においても準用するものとする。

### (高額案件に係る特例事項)

**第4条** 高額案件については、契約の締結時に相手方から工程表を提出させるとともに、契約の締結日から履行完了期限までの中間時点に相手方から工程の進捗状況を記載した報告書の提出を求めるものとする。

2 高額案件の履行完了期限は、原則として、契約を締結した年度の3月31日の1週間前の日までとする。ただし、これによりがたい場合は、法人事務局については事務

総長、兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学についてはそれぞれの事務局長の承認を得て、別に履行完了期限を定めることができるものとする。

### **(契約書の審査)**

**第5条** 高額案件が次の各号に該当する場合、契約締結前に顧問弁護士による契約書の審査（以下「審査」という。）を受けるものとする。ただし、法人に損害を与える恐れがないと認められるときは、審査を省略することができるものとする。

- (1) 新規事業として新たな契約をしようとするもの
- (2) 法人が定める契約書によらずに契約しようとするもの
- (3) 法人が定める契約書の条項を変更して契約しようとするもの

**2** 高額案件に該当しない契約であっても、前条各号に該当し、法人に損害を与える恐れがあると認められる場合は、審査を受けるものとする。

### **(高額案件の専決者)**

**第6条** 高額案件の契約の締結は、法人事務局については事務総長、兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学についてはそれぞれの事務局長が専決する。

### **(検査委員会の設置)**

**第7条** 高額案件の契約を締結したときは、法人事務局については経営管理部に、兵庫県立大学については、所管に応じて本部経営企画部、各キャンパス経営部、附属中学校又は附属高等学校に、芸術文化観光専門職大学については経営企画部に、検査委員会を設置するものとする。

**2** 検査委員会の構成員及び事務の担当は、別表のとおりとする。

### **(検査委員会の業務)**

**第8条** 検査委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 中間時点における進捗状況の確認
- (2) 履行完了の検査
- (3) 検査結果報告書の作成
- (4) その他必要な事項

### **(補則)**

**第9条** この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に必要な事項は、別に定めるものとする。

### **附則**

#### **(施行期日)**

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

大学名等	キャンパス名等	構成員	事務の担当
法人事務局	法人事務局	事務総長又は副学長、副事務総長、経営管理部長、参事（経営担当）	経営管理部総務課
兵庫県立大学	本部	事務局長又は副学長、経営企画部長、本部以外の有識者等	経営企画部財務課
	各キャンパス	学部長等又はその代理者、経営部長、所管の学部等以外の有識者等	経営部総務課（ただし、播磨理学キャンパスにあつては総務課又は高度産業科学技術研究課、神戸情報科学キャンパス及び神戸防災キャンパスにあつては総務学務課）
	附属学校	学校長、教頭、所管の学校以外の有識者等	事務室
芸術文化観光専門職大学	事務局	事務局長又は副学長、経営企画部長、本学以外の有識者等	経営企画部総務企画課